

極度型教育ローン「学資応援団」 (株)オリントコーポレーション保証付

一関信用金庫

令和5年4月1日現在

1. 商 品 名	極度型教育ローン「学資応援団」(株)オリントコーポレーション保証付																								
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込時年齢が満20歳以上55歳未満の方 ・ 中学校から大学院、その他予備校、専門学校に入学や在学する子弟を有する親権者等の方 ・ 当金庫の会員または当金庫の会員となれる方 (当金庫の営業地域内に居住・住所を有するか、または当金庫の営業地域内にある事業所に勤務する方) ・ 安定継続した収入が得られる職業、業種で、常に連絡がとれる方 ・ 原則として前年度の税込年収が200万円以上の方 ・ (株)オリントコーポレーションの保証を受けられる方 ・ 当金庫の融資審査基準を満たし返済が確実であると見込まれる方 																								
3. お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子弟の学生生活および教育に関する必要な資金 ・ 他金融機関の教育資金に関する借替資金 																								
4. ご融資限度額	貸越極度額 100万円、150万円、200万円、250万円、300万円、350万円、400万円、450万円、500万円の9種類 (原則として年収の50%以内です)																								
5. ご 利 用 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3年(原則自動更新ですが、更新できない場合もございます) ・ 自動更新で63歳を超える場合、63歳到来以降に初めて到来する約定返済日時点で新規貸出は停止となり、ご返済のみとなります 																								
6. ご 融 資 利 率	当金庫所定の利率によります (金利については窓口でお問い合わせください) (なお、金融情勢の変化等により金利を見直す場合があります)																								
7. 利息計算方法	貸越金のお利息は、付利単位1円とし毎月10日(休日の場合は翌営業日)に当金庫所定の利率および方法により計算します、ただし貸越元金に組み入れていたしません																								
8. ご返済方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約定元金返済金と約定貸越利息を、毎月10日の約定返済日(休日の場合は翌営業日)に、ご本人名義の返済用口座から自動振替にてお支払いいただく「定額返済方式」です ・ 在学期間中は元金返済の据置が可能であり、その場合は毎月利息のみ返済となります ・ 据置期間は、卒業予定年月までとします、但し留学や休学等で卒業予定年月を超える場合は据置期間の延長ができない等所定の基準がございます ・ 任意のご返済も可能ですが、任意返済が行われた月でも、約定返済日には約定元金返済金と約定貸越利息のご返済を行っていただきます ・ 据置期間終了後は、貸越金完済まで、約定元金返済金と約定貸越利息を毎月の約定返済日にご返済用口座から自動振替にてお支払いいただきます ・ 貸越極度額によって毎月の約定元金返済金が異なります <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>貸越極度額</th> <th>約定元金返済金</th> <th>貸越極度額</th> <th>約定元金返済金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100万円</td> <td>10,000円</td> <td>350万円</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>150万円</td> <td>15,000円</td> <td>400万円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>200万円</td> <td>20,000円</td> <td>450万円</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>250万円</td> <td>25,000円</td> <td>500万円</td> <td>50,000円</td> </tr> <tr> <td>300万円</td> <td>30,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	貸越極度額	約定元金返済金	貸越極度額	約定元金返済金	100万円	10,000円	350万円	35,000円	150万円	15,000円	400万円	40,000円	200万円	20,000円	450万円	45,000円	250万円	25,000円	500万円	50,000円	300万円	30,000円		
貸越極度額	約定元金返済金	貸越極度額	約定元金返済金																						
100万円	10,000円	350万円	35,000円																						
150万円	15,000円	400万円	40,000円																						
200万円	20,000円	450万円	45,000円																						
250万円	25,000円	500万円	50,000円																						
300万円	30,000円																								
9. 担 保 ・ 保 証 人	(株)オリントコーポレーションが保証いたしますので原則必要ありません																								
10. 保 証 料	貸越金のお利息には(株)オリントコーポレーション所定の保証料が含まれております																								
11. 手 数 料	申込時に、550円(税込)のご融資手数料をお支払いいただきます																								
12. ご融資方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご融資は当座貸越契約に基づく約定返済方式で、貸越極度内での回転与信方式です ・ お借入方法は貸越極度額の範囲内において貸越専用口座の借入申込用紙(払戻請求書)により行います。お借入は貸越専用口座開設店舗のみで行っていただきます(専用カードの発行は行いません) 																								

<p>13. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部署（9時～17時、電話：0191-23-6111）にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置：東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください</p> <p>また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます</p> <p>その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、</p> <p>②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部署または全国しんきん相談所にお問い合わせください</p>
<p>14. その他</p>	<p>・お申込に際しては事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。また現在のご融資利率やご返済の試算については当金庫の本支店にお問い合わせください</p>